

薬剤の「一般名処方」の実施について

2023年4月1日

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

2020年以降、日本国内では、特に後発医薬品の供給不足が続いています。複数の会社が製造する後発医薬品が、品質管理の不備により出荷停止や限定出荷になっており、その影響は今もなお続いております。

当院につきましては、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方についてご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。